

第九十四回国会 参議院法務委員会 會議録第三号

昭和五十六年三月十九日(木曜日) 午前十時一分開会

委員の異動

二月二十六日

藤原 房雄君

補欠選任 中野 鉄造君

二月二十七日

安武 洋子君

補欠選任 宮本 顕治君

三月十二日

中野 鉄造君

補欠選任 藤原 房雄君

三月十六日

白井 莊一君

補欠選任 宮本 顕治君

三月十八日

宮本 顕治君

補欠選任 神谷信之助君

出席者は左のとおり。

委員 鈴木 一弘君

理事 大石 武二君

上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

真鍋 賢二君

田山 雅也君

八木 一郎君

安井 謙君

瀨谷 英行君

神谷信之助君

中山 千夏君

国務大臣

政府委員 法務大臣 奥野 誠亮君

警察庁警備局長 鈴木 貞敏君

法務次官 佐野 嘉吉君

法制調査部長 千種 秀夫君

法務省民事局長 中島 一郎君

法務省刑事局長 前田 宏君

法務省矯正局長 豊島英次郎君

法務省入国管理局長 大鷹 弘君

最高裁判所長官代理人 梅田 晴亮君

最高裁判所事務 総局総務局長 川崎 義徳君

最高裁判所事務 総局民事局長兼 最高裁判所事務 総局行政局長 泉原平八郎君

最高裁判所事務 総局家庭局長 奥村 俊光君

常任委員会専門 員 仁平 剛雄君

警察庁刑事局捜 査第一課長 漆間 英治君

警察庁刑事局捜 査第二課長 佐野 国臣君

警察庁刑事局保 安部防犯課長 石瀬 博君

警察庁刑事局保 安部少年課長 博君

説明員

警察庁刑事局捜 査第一課長 仁平 剛雄君

警察庁刑事局捜 査第二課長 漆間 英治君

警察庁刑事局保 安部防犯課長 佐野 国臣君

警察庁刑事局保 安部少年課長 石瀬 博君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察及び裁判の運営等に関する調査

(法務行政の基本方針に関する件並びに昭和五十六年度法務省及び裁判所関係予算に関する件)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。去る十六日、白井莊一君が委員に選任されました。また、昨十八日、宮本顕治君が委員を辞任され、その補欠として神谷信之助君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木一弘君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に藤原房雄君を指名いたします。

○委員長(鈴木一弘君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。奥野法務大臣。

○国務大臣(奥野誠亮君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差止訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件、寛せい刑取締法違反等刑事事件及び労働関係民事・行政事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を十六人増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、差止訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件、寛せい刑取締法違反等刑事事件及び労働関係民事・行政事件、家庭裁判所における家事調停事件並びに簡易裁判所における民事調停事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十三人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(鈴木一弘君) 検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。去る二月二十六日聴取いたしました奥野法務大臣の所信及び予算説明等について、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 前回の法務委員会、奥野法務大臣の所信をお伺いしたわけでありまして、その第一の所信とせられるものは、法秩序の維持ということであり私も同感であります。法務省所管の事務の中で、法秩序の維持と人権の擁護、この二つが

やはり大衆であることは、これは何人も異議はないと思ひます。

ところが、最近私どもが大変憂慮すべき事件を見るのであります。その一つは内ゲバ事件と称せられるもので、昨年の十月三十日、大田区の住宅街で起きた内ゲバ事件なるものに至りましては、一瞬のうちに五人が殺されてしまふ、白根公然と殴殺するといふようなすさまじい凶悪犯が行われたわけでありまして、それから、新聞紙の報ずるところによりまして、北九州市においては暴力団の抗争事件といふものが、これもまた大変な乱暴な形で行われておるわけでありまして、

この内ゲバ事件に至りましては、なかなか犯人が挙がらないといふことで、その点に特色があるわけでありまして。しかし、何にしましても、イデオロギーの別にかかわらず、このような殺人事件を許してはいけないといふことについては、何人も異議はないと思ひます。警察当局は、何を以てもこのような凶悪犯の検挙に努めるべきであります。

ところが最近、本年に入りまして、こういう内ゲバ事件の最大のものについて五人の犯人を割り出したという記事があります。これは、まあそれなりに捜査当局の御努力を証明するものであると私どもは考えております。やはりそうしたじみな努力を積み重ねて犯人を検挙し、こういう犯罪の撲滅に向かつて進んでいただきたいと思つております。北九州市の暴力団の犯人の検挙については、私まだそういう結果の報道に接しておらないんですが、こういう点の御報告を一応警察当局に求めたい。

まず第一に、この内ゲバ事件の方の捜査経過、それから御報告をいただきたいと思ひます。その次に、北九州市の暴力団抗争事件の捜査経過、これについて御報告をお願いしたい。

○政府委員(鈴木貞敏君) 御質疑のいわゆる内ゲバ事件、昨年の十月三十日、東京大田区で発生いたしました事件についての事件の概要と捜査状況について御報告いたします。

これは十月三十日の午前十時四十分ころ、都内大田区南千束二丁目二番地先の道路路上において発生した事件でございますが、通行中の被害者五人が、白ヘルメットをかぶりまして作業衣等を着用した中核派の犯人十数人にいきなり鉄パイプ、ハンマー等で乱打されまして、頭蓋骨骨折等によりまして五人全員が死亡する、犯人らは用意しておりました車両で逃走するといふ、いわゆる内ゲバ殺人事件でございます。

この件につきましては、同日の午後一時ころ、都内の報道機関に對しまして、中核派を名のる者による犯行声明の電話があつたといふことでござい

ます。

これに對しまして、事件発生後約十分後でござい

ますが、現場付近の人の届け出で事件の発生を認知したのでござい

ますが、警視庁では緊急配備を早速実施いたしまして、現場の臨検、検問、検索等、いわゆるこの種事件についての一連の初動措置を講じました。また、公安部長を長とする捜査本部を設置いたしまして、関係先四十数カ所を捜索いたしまして証拠品千余点を押収すると同時に、これに基づきまして捜査を推進しておるわけ

でございますが、その過程で被疑者五名を割り出しまして、逮捕状の発付を得、全国指名手配に付したといふことでござい

ます。今後ともこれらの犯人の早期検挙といふことを期しまして全国を督促し、現在、鋭意捜査を続け、彼ら手配者を含めて検挙したい、こ

う思つております。

なお、この種内ゲバ事件につきましての現在指名手配者は七十三名ありまして、これらの者を含めて、いま組織的捜査といふことで努力しているところでござい

ます。

○寺田熊雄君 あなた方の御努力は、困難な中に五人の犯人を割り出したといふことで、私どもは一応了とするわけであり

ます。ただ、犯人の指名手配中の者が七十三名といふ多数に上つておることを考えますと、困難なことはよく私どももわかり

ますけれども、事件の性質上、なお今後もある方が一層御努力くださつて、この種事件の撲滅

に努めていただきたい。よろしゅうござい

ますか。

○政府委員(鈴木貞敏君) 仰せのとおり、私たちもこの種事件につきましては、まさに史上見ざる

大変な凶悪事件であるといふ認識でござい

まして、努力しているところでござい

ます。

なお、補足して申し上げさせていただきますが、この種内ゲバ事件が起きましたのは大体四十四年からでござい

まして、そのうち五十年からの数字を見ますと四百三十二件発生しております、死者五十六人、負傷者が八百九十一人といふ

状況でござい

ます。この中で、警察として捜査の結果、百四十七件、九百六人を検挙して

おります。

先生のおっしゃいましたように、この種事件は被害者側が警察の捜査に對して協力しない、まあ

こ

ういふふうな一つの要素、それから犯行がきわめて組織的、計画的でござい

まして、短時間のうちに、十月三十日の事例のように一挙に犯行が行われるといふことでござい

まして、目撃者の確保が非常に困難であるといふ、その他いろいろござい

ますが、そういう理由で捜査は非常にむずかしいわけ

でございますが、私たちとしてはこ

ういふ捜査上の困難を克服しまして、取り締まりの強化を図り、この種事件の未然防止とあわせて最大限の努力を尽くしたい、こ

ういふことでござい

ます。

現に、そういう意味で、昨年一年間の内ゲバ事件は発生が十五件、死亡八人、負傷者三十二人といふことでござい

まして、五十年の同時期と比べてますと十五分の一ぐらいに減つておるといふこと

でござい

まして、件数等は非常に減つておるといふ傾向にあるといふことでござい

ます。

○寺田熊雄君 次は、北九州市の暴力団抗争事件について御報告をお願いしたいと思ひ

ます。

○説明員(漆間英治君) 御質問の件につきましては、本年の二月の四日午前零時ころ、北九州市の小倉北区の繁華街の路上におきまして、かねて

対立中の工藤会の組員と草野一家の組員がささいなこと

から口論となりまして、死者一名、負傷者

一名を含む乱闘事件が発生いたしました。そのほかに、この事件が発端となりまして、引き続き二月十八日までの間に、負傷者はござい

ませんけれども、いわゆる拳銃の発砲事件が六件相次いで起

りまして、御質問にありましたように、北九州市民の不安感が非常に増大したといふようなこと

でござい

ます。

したが

いまして、福岡県警では二月四日の最初の事件の認知後、直ちに小倉北警察署に暴力団組

長射殺事件捜査本部、それから、この地域を管轄

します北九州市警察部に北九州地区暴力団犯罪集

中取り締まり本部といふのを設置いたしました、

警察官九百八十七名を動員いたしました、被疑者

の捜査と引き続く抗争事件封圧のための検問、張り

つけ警戒、特別集団警ら、機動警らといふもの

を実施いたしましたのであります、残念ながら先ほど

申し上げましたように、六件引き続いて発生を

見たといふことでござい

ます。

したが

いまして、県警とい

ましては、二月十八日にさらに県警本部内に福岡県警察暴力団抗争事件防圧特別対策本部といふのを設置しまして、

さきに設置しました二つの捜査本部と既存の各地区における暴力団取り締まり本部を総括いた

しまして、県警の総力を結集した体制をとつて捜査の徹底と警戒の万全を期しているところでござい

ます。

これまでに射殺事件の被疑者を含めまして工藤会側十九名、草野一家側三十六名、両組織の友好

団体四十一名、計九十六名を逮捕いたしてござい

ます。現在も警察官二百七十二名を投入して、引き続き抗争事件の防遏等に万全を期しているところ

でござい

ます。

○寺田熊雄君 ちよつと聞き漏らしたんですが、十九名、三十六名、四十一名というのは検挙者の

ことですか。

○説明員(漆間英治君) 逮捕者の数でござい

ます。

○寺田熊雄君 これは警察当局でも検挙当局でも結構ですが、その中でもうすで起訴されたのが

あります。

○説明員(漆間英治君) 処分状況はまだ確認いたしていません。必要がありますれば、調べまして御報告いたしたいと思います。

○寺田熊雄君 何か新聞紙上で見ますと、公明党さんでしたか、これはどの政党か間違えるといけません、市議員の家にピストルが撃ち込まれたというようなことで、ピストルを暴力団員一人につき二丁ずつ持っているというふうな報道もあるのです、これは大変なことだと思います。これは徹底的にひとつこの際検査して、そういう凶器の押収に努めていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○説明員(漆間英治君) ただいま御質問のありました拳銃は、暴力団を支えている三本柱の一つであるかと私ども理解しております、一つには構成員、それから資金源、それと並んで武器である拳銃、この三つが暴力団を構成している三大要素であるというように理解をいたしております、この三つをそれぞれ封圧、崩壊させることが暴力団の解体につながるという観点から、拳銃捜査にも重点を置いてこれまでも取り組んでおりますし、今後ともそのようにしていきたいというふうな考えでおります。

○寺田熊雄君 大変細かいあれで恐縮だけれども、拳銃が何丁くらい押収されているんだろうか、その点いかがですか。

○説明員(漆間英治君) 年によって若干の出入りがございますが、平均いたしますと年間一千丁でございます。

○寺田熊雄君 今回の抗争事件においても、すでにピストルが押収されたようなものがありますか。

○説明員(漆間英治君) 今回のこの両事件の団体関係では三丁でございますが、福岡全県下では十四丁をこれらの抗争事件がらみで押収いたしております。

○寺田熊雄君 法務大臣、私、初めて数字を聞いたんですが、ピストルが年間千丁ですか押収され

るとかいうようなことを聞いて、これは警察だけじゃなく、法務当局もこういう事態に対してはよほど思いをいたしていただかなければいかぬと思っております、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃるとおりだと思います。銃器の取り締まりを厳正にしてまいりますことが犯罪の防止につながっていく、こう考えるわけでございまして、最近の密輸などのことを考えますと、さらに一層努力していかなくてはならない、こう思っております。

○寺田熊雄君 いま凶悪な内ゲバ事件、北九州市の暴力団抗争事件、そういう非常に凶悪な事件についての御説明をいたいただいて、御努力を多とするものでありますけれども、最近また起きました大阪市の菓子店老女の殺害事件というものがありませんか。これはちょっとただけなもので、これは警察当局の私どもはミスではないかと思うんだけれども、まずこれについては最高裁の家庭局長から、この事件の審判の内容であるとか事件の性質であるとか、一応お伺いしたいと思っております。

○最高裁判所長官(栗原平八郎君) お尋ねの事件でございますが、本年三月十一日、大阪家庭裁判所で、問題となっております触法少年につきまして保護処分がなされた案件でございます。何分、十一日決定がなされたばかりでございます。何分、原庁の方に照会いたしましたら、まだ決定書が作成されておらない、関係者にもその決定書の謄本が送られておらないという段階で、私どもの方にも正式に報告を受けるというふうな状況にございまして、決定書の内容その他については私どもは詳細にはまだ了知しておらない、こういう状況でございます。

ただ、お尋ねの件につきまして若干経緯を申し上げますと、この件は五十四年の五月に、いま委員御指摘の、被害者が自宅で殺害されて十数万円を奪われたというケースでございますが、約九カ月後の本年の二月十日に、別の恐喝未遂事件で補導された当該本人が、翌十一日にこの事件を

自分がやったと、こういう自供をしたようでございます。

ところが、この少年は当時小学校六年生、十一歳でございますので、刑事事件の取り扱いの対象になりませんので、警察は事実関係を調査の上、児童福祉法の二十五条に基づきまして大阪中央児童相談所へ通告を二月十四日にいたしたわけでございます。大阪の児童相談所の方から家庭裁判所に對して、改めて少年法上の処遇が相当だということと、二月の二十二日に事件が送られてまいったわけでございます。

裁判所の方で第一回の審判が三月の十七日に開かれたわけでございますが、この際に初めて従前の供述を少年が翻しまして、自分はその事件はやっておらないと、このように述べたようでございます。そこで裁判所といたしましては、その事実の真偽を明らかにするために、五月から十二月まで六回にわたりました、少年の父であるとか兄であるとか、あるいは少年の知り合いであるとか、あるいは取り調べに当たった警察官あるいは被害者の子供さんまで取り調べておるようですが、五人の参考人を期日外に裁判官が直接取り調べたようでございます。

その取り調べの結果に基づきまして、一月の三十日に第二回の審判を開きまして、そして事実調べを終えて、先ほど申しました三月十一日の審判日に、少年が問題となつておる事実をやつたと認めるに足りるという資料がない、恐らくそういう理由ではなからうかと思っております、いわゆる非行なしということとを理由といたしまして保護処分に付さないという不処分の決定をした、こういうふうでございます。

以上でございます。

○寺田熊雄君 警察当局におかれても十分御承知と思うけれども、少年と婦人がわりあいに捜査に弱いんですね、それで虚偽の自白をしやすい。これは世界各国いづれもそうなんです。ですから、少年の捜査に当たっては、もうよほど細心に慎重にやっていただかないといけません。私どももこう

いう経験が、まあたくさんはないけれども、いまは司法の仕事に携わって四十以上になりますけれども、やはりこういう経験は二、三あるんです。ですから、あなた方もやはり少年の捜査というのはよほど慎重にいただかなければいけない。警察のこの点についてのお考えをちょっと聞かしてください。

○説明員(石瀧博君) 少年事件の取り扱いに当たりましては、当該少年の再非行を防止し、その健全な育成を期するという観点から、少年の特性に関する深い理解を持って接し、単に非行事実の糾明に努めるだけでなくして、少年の性格とか平素の行動とか家庭環境、さらには交友関係等を十分に調査した上で、非行の原因、背景を究明する、当該少年に最も適切な処遇を行うように努めておるというところでございます。

特に、いまだお話のございました少年の取り調べ、または面接に当たりましては、その時期及び取り調べ時間等につきまして十分配慮いたしておるところでございますし、また場所につきましても、少年またはその保護者等が落ちついて面接できるように適当な場所を選んで、できるだけ保護者あるいは学校の教師等の適切と認められる者の立ち会いを得ながら行うようにいたしておるわけでございます。また、取り調べまたは面接中には、少年あるいはその保護者等の話をよく聞きまして、警察が一方的な理解をすることのないよう努めております。少年またはその保護者等がみずから反省するような方向で、そういうふうにしむけるような方向で取り調べ、あるいは面接を行うというふうなことにいたしておるわけでございます。

○寺田熊雄君 あなた方はそういう方針で指導していらつしやるだろうけれども、この事件の結果にかんがみると、やっぱり第一線の諸君が自白を強要して虚偽の自白をさせたとか考へるほかはないわけで、最終的には家庭裁判所の裁判官が事件の有無を決定するわけだから、これは国家的な判断がもうすでになされているわけだから、あなた方

としてもこれは反省してもらって、こういう誤りが無いように将来してもらわなさいかぬ。その点いかがですか。

○説明員(仁平園雄君) 少年事件、特にいま御指摘の触法少年事件につきましては、これは刑事事件でございませんで、少年の特性というものを尊重いたしまして、捜査の立場におきましても少年警察と緊密な連携をとりまして、少年の特性に影響を与えるようなことのないように十分配慮してまいりたいと思っております。

○寺田熊雄君 あなたの方としては確信を持ってやっただから残念だろうけれども、しかしやっぱりそれはしょうがない、人間のやることだから誤りはあるんだから。家庭裁判所が最終的な国家的な判断をする官庁なんだから、それがシロだと断定を下した以上、あなた方はやっぱり捜査のミスとしてそれを受け取ってもらわに、困る。いやおれは正しいんだということ、どこまでも突っ張ってもらっちゃ困る。その点よろしいか。

○説明員(仁平園雄君) まだ決定書の内容を拝見しておりませんので、今後決定書をちょうだいいたしましたならば、内容をしさいに検討いたしまして今後の参考にしたしたいと思います。お待ちしております。

○寺田熊雄君 くだいようだけれども、参考にして、そして十分反省をして、こういうことがないように努めてもらいたいという、その点よろしいか。

○説明員(仁平園雄君) 御指摘のような方向で、最善の努力をしたいということでございます。

○寺田熊雄君 では、警察の方々は以上で結構です。サラ金の問題がありますね。これは各政党の案が、まとまっておるものもあります。まとまっておらないものもあります。御承知のように、利息制限法超過利息の支払いがなされた場合、それを元金の弁済に充当するという最高裁の判例がすでに確立されて長い期間を経ているわけでありまして、これは私ども、いわば経済的な弱者の救済に大変

温かい配慮がなされているというふうに見て高く評価しておるわけでありまして。私どももこの判例を参考に、巨額の利息を多年にわたって払い続けた債務者の救済がこれによってなし得るといふことで、こういう事件をもう突に恐らく私どもとしまして何十件となく、もつともかもしれない、扱ってきけるわけでありまして。

ところが、サラ金業界の方ではこの判例を憎むこと尋常でなくて、政党関係者に働きかけて、そして立法によってこの判例の結果を覆そうとする手段に出てきておる。これはまだ私も確かにその法案の条文を見たわけではないけれども、私どもの法務部会ではそういう案が出ておるといふ報告もあるわけですね。

そこで、そうすると、これは大変私どもとしては零細な困窮した債務者を一層苦しめる結果になるのではなからうかというふうにも考えますので、これについては最高裁それから法務省の民事局長の御所見を伺いたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(川崎義徳君) ただいま寺田委員御指摘の最高裁大法廷判決、昭和四十四年十一月十三日言い渡しのもの、ございまして、この判決によりまして、御指摘のように、超過して支払った利息は残元本がなくても不当利得として返還請求ができるということを示したものでございまして、現在の裁判実務は、裁判、和解、調停、いろんな場におきましてこの判例の線に沿って運用されておるものと理解しております。

ただいま御質問の中に出てまいりました法律案、私ども承知しております限りでは、この判例の線とこの法律案とでどのような差異が出てくるか、これは十分検討したわけではありませんで、確かなことを申し上げるわけにはまいりませんで、けれども、機械的、算術的に計算した場合どういふことになるであろうかということでありまして、たとえば、貸金業者が百万円を年十割の利息で貸し付けたと、こういう例を設定して、借り主が一年後に元金として二百万、元本百万と利息百

万を返したという場合を考えてみます。従前の最高裁の判例に従って計算してまいりますと、返還すべき額は元本百万円と利息制限法によりまして年一五割の割合による利息十五万円、百十五万円ということに相なります。したがって、支払った二百万と百十五万の差額八十五万が不当利得として返還請求できるということに相なるわけでありまして。

私ども拝見いたしました法案によりましてこの場合どうなるかということでありまして、まずこの法案によりまして、元本百万円、これは当然返さなきゃならぬ。さらに取得できる利息として、五十四万七千五百円ということに計算上相なるろうかと思っております。この元利合計百五十四万七千五百円を貸し主は取得できるわけでありまして。したがって、不当利得返還請求として借り主が返還を求め得る額は四十五万二千五百円ということに相なります。したがって、判例の立場による場合といたしまして、この差額は三十九万七千五百円、こういう計算に一応なると思われま

ただ、この法案につきましてもどう考えるかというところに相なりますと、立法の問題、立法政策の問題でございまして、私どもも事務当局としては意見を申し上げることは差し控えていたいただきたい、かように思うわけでございます。

○政府委員(中島一郎君) 現行の利息制限法一条一項、二項の解釈として現在確立されているやに見えます最高裁判所判例の立場と、新しく問題になっております法案の立場とで具体的な事件の取り扱いとして差が出てくるということは、ただいま最高裁判所の民事局長が申されたこととありまろうというふうにも考えております。

現在の最高裁判所の判例は、現行の利息制限法一条一項、二項の解釈としてのものでありまして、新しい法案は、新しくその関係を貸金業者に ついては特則を設けるという立場でありますから、両者差が出てくることはやむを得ないことであらうというふうにも考えておりまして、法理上、

格別の問題はないというふうにも考えておるわけでありまして、新しい法案が相当かどうかということとは、これは先ほど最高裁判所の民事局長も申し上げたように、立法政策と申しましうか、政策選択の問題であらうというふうにも存じております。

○寺田熊雄君 いま両民事局長が答えられたように、それは立法政策の問題ではあるけれども、事実上、最高裁が官々として築いた弱者保護の判例というものが立法によって覆されてしまふんですね。私どもとしては、いままでの最高裁の判例のように、経済的な弱者を守るという立場の方が社会政策的な見地からいっても妥当ではないかと考えておるわけなんです。これは立法政策上の問題となると、最終的には私どもの判断にゆだねられてきますね。しかし、一応、法案については、これは法務省も非常に関係してきますね。ですから、法務大臣の御意見というものが大変大切なことになりまして、法務大臣はこれをどういうふうにお考えでしょうか。どちらの方に味方なさるのか、あなたの御所見をまずお伺いしたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) サラ金の問題、いろいろな事件が多発しておりますから、早くよい方法が打ち立てられないものかなと心から念願している一人であります。

同時に、サラ金の融資を受ける方はできる限り利息が少ない方がいい。と同時に、融資が円滑に受けられる、これも大事なじゃないかなと、こう思うわけございまして、したがって、金利を抑える結果、融資を受けにくいということになったのじゃまた問題解決にはならないのじゃないかなと、こう思うわけございまして、両方調和をとって解決していかなきゃならぬものでございまして、皆さん方の苦心が、今日までなおかつているのじゃないだろうか、こう思っております。

○寺田熊雄君 大臣のおっしゃることはよくわかるんです。そういう論法で、融資が円滑に行われなくちゃ困るじゃないかということではサラ金業

者の方に味方をして、最高裁の判例が邪魔だと、だから立法で片づけようという計画があるわけですね。しかし、そういう零細な融資というものをサラ金業者が頼らずとも、何らかの国家的な、あるいは自治体による融資の道を開くという方法もあるわけで、現存のサラ金業者の融資を容易ならしめる方に救いを求めるといふのはどうだろうかと思えますね。

ですから、どっちの味方をするかということになりますと、私もとしては、サラ金業者の金融の便宜ということに味方することとはどうもしにくいですね。それは法務大臣としてはどっちがいいと思えますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 両方満足できるのが一番いいと思うわけでございまして、悪らつなサラ金業者、これは抑えてかからなきゃならない、こう思っておるわけでございまして。ことに、暴力を伴うようなことまで出ているわけでございまして、早く無理でないサラ金の融通が必要などころには行き渡るような配慮が大事じゃないかなと、こう思うわけでございまして。

両方を同時に満たそうとしますので、なかなか意見が合わないで苦心が今日なお続いているのじゃないだろうか、こう思っておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 よく大臣のお気持ちはわかりますね。ただ、いまずでに最高裁の判例が確定してもう長いわけですね。しかし、そのために、それじゃサラ金業者の存在が危うくなってサラ金業者が消えてしまふかという、そうじゃないですか。ますますはびこっているわけですね。そういう意味の非常に高利の庶民金融というものは、もう至るところはんらんしていますね。

だから、ああいう判例があったのでは円滑なサラ金業者の金融が得られないという理論は、現実的でないですよ。実証的でないんですよ。そんな判例があったって、やっぱりあるんですよ。はんらんしているんですよ。だから、この判例があったのでは円滑な金融は借りられないんだという理

論でもって最高裁の判例を覆そうとするのは、現実的でないですよ。実証的でないんですよ。だから、その点を法務大臣、お考えいただきたいと思っておりますが、もう一度。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私は、サラ金の融通も公明に行われていくという体制をつくるのが大事じゃないかなと、こう思っているものでござい

ます。借りる人も、どういう条件で借りるかということが常に明確である。貸す方も、それを明確にしなければならぬ。その場合に、余り利子負担を軽減することに力を入れ過ぎて抑え過ぎますとまたやみが出るのじゃないか、起こるのじゃないだろうか、という心配を持つものでございまして。やみが出てきたのじゃ、せつかくの改革が意味をなさない。まあ、そういうところで皆さん方御苦心いただいているのじゃないだろうか、私はこう思っておるわけでございまして。

○寺田熊雄君 法務大臣の理論はわかるけれども、結論としては、どうもサラ金業者の味方をしておるような結果になりますよ、あなたの御所論は、どうも余り感心しないですね、それは。しかし、あなたに、いまずで説を改めて私の説に同調してくれと言つて私が求めるのは無理でしょう。ですから、私はこれ以上お尋ねしませんけれど、もう一度考えてください、これはいずれ出てきますから、それじゃ、これはこの程度にしておきます。

次に、刑法、少年法、監獄法、それから最近、簡易裁判所は事物管轄を拡大するという問題が起きていますね。これは構想ですか、まだ。法務当局はお持ちのようでありますけれども、これはかなり実務家である弁護士の問題でもあるわけですね。そこで、われわれとしては、日弁連と十分意思の疎通を図ってもらいたいということをお前々からお願しておるわけですね。

これらの法改正についての日弁連との折衝はどうなっているのか。ある程度お伺いはしておるけれども、その後の経緯について御説明をいただき

たいと思えます。

○政府委員(前田宏君) まず、刑法と少年法の関係については申し上げますが、刑法の全面改正につきましては、御案内のとおり、昭和四十九年に法制審議会の答申がございまして、その後私も伺いたしまして改正作業を進めておるところでございますが、日弁連あるいはその他の団体等からの反対意見もあるわけでございまして。そこで、特に日弁連とは密接な関係もございまして、十分意見を交換していきたいというふうに考えておるわけでございまして。

そこで、私も日弁連との意見交換会というふうなものを持ちたいということで話し合いを進めておりました。去る二月七日と二十八日にいわゆる予備会議というのが行われたわけでございまして。これは、いわゆる本会議と申しますか、意見交換のためのテーブルづくりというふうなことで進められているものでございまして、その話がまだ十分詰まっておりますので、本会議が始まっているというのが実情でございます。で、三回目は今月の二十日という予定でございます。

そこで、いま問題になっておりますのは、日弁連側の御要望といえますかお考えで、その意見交換の会議を公開にしたらどうか、公開にすべきではないかという点が一つあるわけでございまして。ただ、私も伺いたしましては、この刑法改正問題は重要な問題でございますし、両方の意見というものを、忌憚のない意見を交換し合つて議論を詰めていきたいというふうに考えておるわけでございまして、そういう観点からいたしまして、いわゆる公開討論会のような形になつたのではないかなものかというふうな感じを強くしておるわけでございまして。

したがしまして、その公開ということも、日弁連側のお話によりますと、いわば密室的なところで話が進んだのではいけないのじゃないかということにあるように思われるわけでございまして、たとえその話し合いをいたしました場合に、その後で両方で共同で記者会見をするというふうな

ことも一つの方法じゃないか、それによつて御心配のような点はないのじゃないかというふうに考えておるわけでございまして、そういう点がまだ十分詰まっていないということが一つござい

ます。それから、いわゆる本会議をどの程度の頻度で行うかということもあるわけでございまして、私も伺いたしましては、できるだけ回数重ねて速やかに意見の交換を進めたいということでございますが、その開催の頻度については、予備会議では、日弁連側の委員と申しますか出てきておられる方は授權をされていないのだというふうなところのようございまして、その回数等についても話し合いができませんというふうなことになるお

りまして、私も伺いたしましては、いま申しましたように、両者の忌憚のない意見を何回も早くやりたいというふうに思ってお話を進めておる状態でございます。それから、少年法でございますが、これはやはり五十二年に法制審議会の答申がございまして、その後私も伺いたしまして改正作業を進めておるわけでございまして、特に刑法よりもむしろ少年法については反対が強いような感じもするわけでございまして。そのようなことございまして、私も伺いたしましては、この少年法の問題につきましても日弁連と十分意見の交換を行つて作業を進めたいものと考えておるわけでございまして、これも、実はそこまですべてないというのが実情でございます。

○政府委員(豊島英次郎君) 監獄法改正の関係で日弁連との接触状況について申し上げます。監獄法改正につきましては、日弁連と直接の折衝は持っておりません。と申しますのは、この改正に当たりまして法制審議会審議において弁護士会推薦の委員が出席しておられ、また弁護士会作成の刑事拘禁法要綱を参考として審議を尽くしておりまして、その結果、日弁連推薦委員を含め

まして、ほとんどすべての点につきまして全会一致

でこの要綱が成立いたしております。したがって、基本的には対立のない法案であるというふうな考えております。今後とも、日弁連側の理解と協力を得て立法を進めたいというふうな考えております。

○寺田熊雄君 矯正局長の御説明はよくわかりましたけれども、ただ私も日弁連の理事で、やはり監獄法の改正はもうすでに十何年前に取り組んだ経験があるわけですね。で、よくこの種の審議会で問題になりますのは、法務省が御委嘱になる審議会委員ですね、日弁連側の委員、これがどちらかというとならぬ、最高裁のOBでして、それで十分に弁護士会の大勢なり空気を代弁せずに、官側にくっついていてというようなことも言われることがあるわけですね。

そうなりますと、後でござつたする場合もありませんので、いま局長が最後におっしゃつたです、よく日弁連との意思の疎通に努めたいということをおっしゃつたでしょう。ですから、形式的に法制審の弁護士会側の委員が全面的に賛成したからもう日弁連はなへに入つた、問題ない、こう直ちに即断したい面もあるんですよ。その点、御注意願いたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(豊島英次郎君) 法制審の委員の中にいわば検察、裁判所のOBである弁護士委員がおられるのも事実でございますけれども、そのほか日弁連から推薦されました委員が部会におきまして三名、幹事がほか二名ありますが、それから総会におきましても日弁連推薦の委員が四名、幹事が一名常時出席しておられたわけであり、また、そのうち一名は、まあ私どもの理解では、審議冒頭に日弁連の監獄法改正の組織との連携をとりながら意見を述べられたというふうな理解をいたしております。

そういうしまして、総会におきましても修正の案が実は七つ出たわけでありまして、そのうち一つを除きましてすべて撤回がなされ、合意が得られたという経緯になっております。もちろん撤回なされた点につきましては、これは接見交通

の部分でありますけれども、私どもも十分理解いたしておりますので、踏まえながら今後の立法作業を進めたいというふうな考えております。

な、委員御指摘のように、今後条文化作業を進めます上におきまして問題のある箇所は、十分に日弁連とのタイアップも考えながら立法作業を進めたいというふうに思ひます。

○政府委員(千種秀夫君) 先ほど裁判所法の改正に關しまして御質問がございましたので、関連してお答え申し上げます。

司法制度に關して法曹三者——裁判所、法務省、弁護士会の法曹三者がいろいろと協議をして意思の疎通を図ることとはかねがねの懸案でございまして、特に昭和四十五年の裁判所法改正の場合に、当委員会におきまして附帯決議もございまして、それが契機となりまして、法曹三者の間で三者協議会と称してあります協議会が持たれることになって、今日までいろいろな問題について協議を重ねておるところでございます。

ただ、ただいま刑事局長、矯正局長からもお話がございましてけれども、それぞれテーマによりまして三者協議会だけでは協議できないような、たとえば刑法の問題になりますと、刑法の専門の担当局と専門の弁護士会の委員というようなことになるものでございまして、そういうものはまた別な協議会なり意見の交換会なりというものを

持つて、その結果を常に三者協議会において報告し、調整をするというやり方だ話を進めてまいっております。刑法、少年法あるいは監獄法の問題も特別な問題もございまして、法制審議会もあることございまして、それはそれなりにその機関を通じていろいろな協議を重ねておりまして、特に刑法につきましては、そういう審議会の答申もあつた後にまたいろいろな意見を聞くというふうなことから、現在、先ほど刑事局長が御説明申し上げましたように、特に法務省と弁護士会の間で意見の交換をやりやうということをやつておるところでございます。

裁判所法の問題につきましては、裁判所、い

ゆる簡易裁判所の事務管轄の問題というのがございまして、これは現在裁判所法の三十三条の一項一号におきまして、簡易裁判所で取り扱う事件は訴訟の目的の価額が三十万円を超えないものということになっておりますが、この三十万円というものは、先ほど申し上げましたように、先回昭和四十五年の改正のときに改まった額でございます。それから約十年をたちまして、物価の上昇その他を勘案いたしまして、この三十万円が今日適当であるかという問題が出てまいりました。

一昨年の秋ごろでございますが、裁判所の方からそういう問題があるということが三者協議会の席でも話題になりました、以来弁護士会の中におきましても、簡易裁判所についていろいろ問題があるやうであるから、各地の意見を徴するといふやうなことをやつておられまして、その結果もそろそろまとまるというやうな話になってまいりまして、ことしに入りまして二月でございまして、そういう問題をそれでは三者協議会の議題にしてはどうかということが三者協議会で話題になりまして、近くどういふ問題をどのように協議しようか、その議題の調整をしようといふことを話し合つておるところでございます。近々と申しまして、来週にその打ち合わせをしようというやうな段取りになっております。

○寺田熊雄君 次に、難民条約の批准に伴う立法上の措置ですね、これをどういふふうにいま考えていらつしやるのか、どういふ構想をお持ちで作業をしていらつしやるのか、これをちよつと御説明いただきたいと思います。

○政府委員(大鷹弘君) 難民条約に加入するようになりますと、入管令に一連の改正が必要であると考へております。

具体的に申し上げれば、たとえば難民認定の手続であるとか、認定された難民に証書を発給すること、それからその難民が海外に旅行する場合の旅行証明書の発給、それから迫害されるおそれのある国には送還しないといふいわゆるノンフルマンの原則を明文文化することとか、さらに難民の

方の永住条件を緩和するとか、こういうことがございまして。

そこで、現在関係省との協議とか、あるいは法制局の審査とか、こういう必要な手続を急いでおりまして、今国会にお諮りしたいと考へております。

○寺田熊雄君 何か入管令の改正だけじゃなくて特別な立法を、たとえばいろいろな国民年金の支給その他に關係するので、別の単行法を用意しておられるといふやうなことも聞いていますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(大鷹弘君) 入管令の改正は、難民条約の加入に伴う部分とそれ以外の部分とございまして、そこで、これをどういふ形で国会にお諮りするかににつきましては、現在検討中でございます。

○寺田熊雄君 私どもが聞いてるところでは、つまりこの法務委員会で国民年金法の改正なども含めた法案の審議があるのではないかと考へて、何か別の単行法をあなた方が用意しているのじやないかと思われませんか、その点どうなんでしょう。

○政府委員(大鷹弘君) 難民条約の加入に伴う改正と、そのほかの関連する部分を一本にして、そのほかをまた一本にまとめるという可能性を含めて、現在検討の段階でございます。

○寺田熊雄君 そうすると、結局、出入国管理令の改正と、それからその他のいろいろの関連法規の改正も含めた単行法の制定も含めていま検討中だと、こういうふうに向つてよろしいかな。

○藤原房雄君 過日の法務大臣の所信表明をお伺いいたしまして、それに関連いたしまして若干の御質問をいたしたいと思います。きょうは予算委員会の開会中でもございまして、長い時間お伺いする時間もございせんので、何点かにしぼりまして、基本的なお考えについて大臣の所信をお伺いしたいと思います。

冒頭にもございます、また、たゞいま同僚委員からもお話があったわけでございますが、大臣は内外の諸情勢の厳しい中、わが国の国民生活が比較的安定しているというは、法秩序が揺るぎなく維持され、国民の権利がよく保全されていることにある。国の安定のためには、法秩序の維持と国民の権利の保全というは重要なことであることは私どもも当然だと思っております。しかるに、先ほどお話ございましたが、暴力事件等そのほかまた複雑多岐にわたります最近の犯罪傾向、件数という数の上からしますと刑事犯というのは横ばい状況と、こういうことなかも申しませんが、その質的な問題につきましては特殊犯罪の増大とか、麻薬または銀行、こういう関係の犯罪、こういうものが非常に多くなっております。

こういうことで、今後ともこれは司法としましては法務行政といたしまして、使命達成のためには新しい時代に即応した新たな決意といたしますか、体制といたしますか、こういうものが望まれると私は思っておりますが、現在の複雑多岐にわたります社会情勢の中で、それに即応した今後の法務行政というものについて大臣はどのようにお考えになつていらっしゃるか、最初にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 法秩序を維持していく、そのためには何としても犯罪を防止していかなくやらない。犯罪を防止するためには、行われたものについては一〇〇%検挙する、こういう体制が非常に大切じゃないかと思つて、幸いにして関係者の努力等もございまして、国際的に見ました場合に日本の犯罪発生率はきわめて少ないようにございまして、検挙率も特に高いように

でございます。この体制をより一層高めていくための努力をしていかなければならない、こういう強い決意をみんな持つていらっしゃるわけでございます。

同時に、最近の犯罪情勢、覚せい剤犯罪が多いとか、あるいは青少年の犯罪がふえてきているとかいった問題がございまして、最近の傾向も絶えず察知しながら、それなりの対応を積極的に行つていかなければならない、こう考へておられるわけでございます。いろいろとこういう機会に御意見を伺わせていただきながら、それなりの対応に常に細心の注意を払つていきたい、こう思つております。

○藤原房雄君 次に、所信では、最近の当面する諸問題についてそれぞれ触れられておられるわけですが、刑法の全面改正作業というところについても私どもは非常に関心を持ち、また長い間いろいろ議論もされておつたところであります。また御検討という先ほどのお話もございましたが、これはいろいろな問題があるがゆえに、現在まで日弁連とテーブルについて話し合いの場が持たれたというところで、なかなか問題があるようであり

保安処分等いろいろな問題の提起がなされていることは私どもよく承知しておるわけであり、現段階で作業の進捗状況とか、または今後の見通し等については法務省としてはどのようにお考えになつていらっしゃるのか、今後手続とかいふようなことがございまして、確定的なことはお答えはできないかと思つておられますけれども、およそのめどとして現在全面改正作業の進捗状況ということとあわせて、この見通し等についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(前田宏君) 先ほど寺田委員のお尋ねにもお答えしたところでございまして、刑法の全面改正作業は多年にわたつて続けられておるわけでございます。御案内のとおり、昭和四十九年の五月に全面改正正についての答申がございまして、その後も事務局といたしましては、その草案をもとに

ますか、具体的な政府原案の作成作業を続けておるところでございます。その間いろいろと積極、消極の御意見また御批判等もあるわけでございます。そして、そういう点を十分勘案しながら、真に時代の要請に即応した新しい刑法典を実現したいものという気持ちで努力を重ねておるところでございます。

ただ、いま申しましたように、日弁連あるいはその他の団体等から反対意見あるいは批判的な意見も出ておるところでございますので、刑法典というものがきわめて重要な法律であるということから、広く国民の方々の御意見も聞きたいということ、そのためのまた努力も重ねておるつもりでございます。

具体的には、日弁連との話し合いでございますが、意見の交換ということを当面の課題といたしておりまして、先ほど申しましたように、その機運は強まっているわけでございますけれども、いわゆる本会議と申しますか、意見交換それ自体にまだ入っていないというのが実情でございます。したがって、その後どういふふうになるかということにつきましては、いま現在、明確な見通しが立たないわけでございます。

○藤原房雄君 寺田委員から概括的なことはお話がございましたが、先ほど商法の問題についてちよつとお話がございまして、この商法のことにございましては、商法改正、本年の一月二十六日ですか、答申がございまして、国会に提出されるという予定のお話は承つておられるわけでございますが、この商法の問題につきましては、巷間いろいろお話しすることは私どもも十分承知しておりますが、この商法の提出の理由とか、また現在どういふ段階にあるのか。

それから、この商法の改正要綱によつた場合に、まだこれは提出されていないわけですからあれ

すが、要綱の段階で税理士業務の影響の度合いというのはいくらにこれに法務省としては考へていらっしゃるのか。これはいろいろ議論もあり、私どももそれなりに見ておるわけですが、法務省として現在、こういう要綱を基準にいたしますと、公認会計士と税理士との職域の問題が一つの大きなポイントになるんだと思つておられるけれども、この要綱によりましてどのぐらいの影響があるか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(中島一郎君) お答えを申し上げます。ただいま御質問にもございましたように、本年の一月二十六日に法制審議会の答申をいただきまして、その後法案の作成に着手をいたしまして法案の作成を急いでまいつたわけでありまして、条文の数も非常に多くなつております。問題点多岐にわたつております。関係方面との協議その他にも時間を必要といたしまして、当初予定しておりました先ほどの三月十三日というの間に合わなかつたわけでございますが、ようやく成案を得つたので、近く閣議に提出をしたいという段取りになつております。

それから、第二点の税理士業務に対する影響の点でございますが、御承知のように、現在の監査特例法におきましては、本則におきまして資本金五億円以上の会社が監査対象会社ということになつておりますが、附則におきまして、当分の間五億から十億までの非上場会社については対象会社としないという附則が設けられております。それを今回附則を外しまして本則どおりにする、五億以上の会社は、上場会社、非上場会社を問わず監査対象会社にするという案でございますが、それによりまして、税理士会の一部には税理士の職域侵害であるというような反対論も当初ございました。私どももその点いろいろ調査をしてみました。私どももその点いろいろ調査をしてみました。ならば税理士業務にはほとんど影響がない。具体的に申しますと、資本金五億円以上の会社

その中で、肉親にお会いしてそれが判明なさる方はよろしいんですけども、判明できない、肉親にお会いすることができない、それを証明することのできないという方々にとりましては、これは非常にお気の毒といえますか、厚生省としましては、非常省として、それぞれの立場で肉親の見つかる外務省と何とかがしよということや、永住希望の方々に対しては検討しようとか、こういうことを言われておるわけですけども、法務大臣のお話、予算委員会の答弁、これは新聞で見ると、なかなかやっぱ法の上から非常に厳しい立場をとりざるを得ないのかもしれないけれども、非常に厳しい答弁のように私ども受け取っておるわけでありませぬ。

最善を尽くしてあげるといふことは当然として、中国に行きましても、そういう人たちは日本人と見ようような扱いを受けている。日本に来てみては肉親の人がすぐ見つからぬ、これから見つかればいいわけですけども、中国国籍があつて中国人という方が不法にということではございませぬ、こういう方々につきましても、中国人として中国に法的にまた社会的にということではない、日本人という扱いを受けている方々に対しては、やっぱこれは考えてあげませんと、捜査とかなんかということについては外務省の感覚とか、また厚生の問題についてはこれはいろいろ手だてがあるのかもしれないけれども、やはり法務当局としても柔軟に対処する考えといふものがなければならぬのじゃないか。

どういふ形にするか、これはまたいろいろ議論のあるところだと思つては、新聞の報ずる範囲内では、非常に何かかたくな大臣の答弁しか載つておりませぬので、私、この席ではつきり大臣のお考え、中国残留孤児の方々に對しては法務省という立場からどういふふうにお考えになつておるか。今後また、いろいろ実は進展するだろうと思つて、また、たくさんいらつしやうて身元のわかる方、よくわからない方、いろいろ

これからまた、この前初めてですから、今後これからの中で、法務省としてこの残留孤児について柔軟に考えていくというお考えがあるのかどうか、その辺のことについてお伺いしたいと思つておる。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私がかたくなな発言をしたようにいまお話がございましたが、逆じゃないだらうかなと、こう思います。中国孤児、いづれも日本人のだから、日本人として出入国についても、あるいは在留についても十分な配慮をしいかなければならぬ、こういう立場で答弁してまいつたつもりでございます。今後もしやうしていきたい、こう思つております。

中国孤児は日本人の子供でありますから、今日も大部分日本の国籍を持つておられる、こう考へておるわけでありませぬ。中国で養子縁組みいたしますと中国国籍が与えられるようでございますけれども、中国国籍が与えられましても、積極的に日本の国籍を放棄していない以上は日本の国籍も持つておられる、こういう原則的な考へ方を私たちがいたしておるわけでございます。

したがしまして、日本へ帰つてこられた場合に、日本人として戸籍が見つかればその戸籍を利用すればいいわけでございます、戸籍がわからない場合には家庭裁判所の審判を受けまして就籍の判決をもらつて、それによつて戸籍をつくつていけばよろしいんじゃないか、こう思つておられるわけでありませぬ。不幸にして日本国籍を失つておられるという場合がありましても、その場合には簡易に帰化を認めるといふ方式でよろしいんじゃないだらうかな、こう考へておるわけでございます。

同時にまた、日本へ帰つてこられます場合におきましても、関係者がわからない、日本の方でそれを招く、その招く方が生活のめんどうを見られるなら、喜んで帰つていただく手だてをすべきじゃないだらうかなと、こう考へておるわけでございます。

○神谷信之助君 まず、警察庁にお伺いしますが、昨年の十一月三十日、京都の川端署管内で起こり

ました前田鉄雄君に係るポスター張り事件、この事件の経過について報告を求めます。

○説明員(佐野國臣君) 昭和五十五年十一月三十日の午前九時ころでございますが、場所は京都の左京区近衛通川端東入路上におきまして、パトカーで警ら中の川端署署員二名が、交差点のところの信号機にビラを張つておつた人物を見つけてましたので、職務質問後、京都市屋外広告物条例違反の疑いで検挙いたしました。翌日、身柄を釈放してあるという事案でございます。

○神谷信之助君 身柄釈放は、その日の一時過ぎじやなかつたですか。

○説明員(佐野國臣君) 失礼いたしました。訂正いたします。

○神谷信之助君 前田君がポスターを張つておるところをパトカーの警官に注意をされて、そこに張つてはいかぬというご意見を指摘をされて、それで本人は謝つてすぐポスターをはがしたわけでしょうか。その点はどうか。

○説明員(佐野國臣君) 私どもの報告によりまして、すでに数枚張り、なおまた二枚ほど所持しておつたといふふうなことから、警察の認定いたしましたし、なおビラを張る嫌疑といふ事案か疑いといふ事案か、そういう判断が現場では行われたようでございます。

○神谷信之助君 その逮捕というのは、現行犯逮捕ですか。

○説明員(佐野國臣君) 現行犯逮捕でございます。

○神谷信之助君 その京都府警の報告というのは、事実と相違しては、張られたポスターといふのはここにありますが、これは、(資料を示す)これも、日社労及び私保労共催の文化祭の会場を示す地図です。

この会場は、いまおっしゃつたように、大通りからちよつと引込んだところにある風の子保育園なんです。だから会場がわかりにくい、京都市内あつちこつちから集まつてきますから、だか

ら、この手書きのポスターを四枚つづつて、まず一枚、その保育所から大通りへ出たところの電柱に張つた。それでその次に、次の角、いまおっしゃつておられるように信号機のある交差点のところ一枚張つた。その張つておられるところをパトカーの警官に指摘をされて、本人はあと二枚持つておつた。全部で四枚張つた。それで、済みませんと言つて謝つてはがした。パトカーの警官は川端署に無電で連絡をした。そうしたら本署へ連れてこいといふことで、来てくれと。これはおっしゃるやうに九時から九時半ころです。始まるのは十時です。だから本人は、時間がない、もうすぐ戻らなければいかぬからと言つたけれども、本署がそう言つておられるので、来なければ手錠をかけてでも連行するぞと言つて、とにかく事情を聞くのだから来てくれと言つて行つたんです。

そこで、行きましても、御承知のように指紋をとられ写真を撮つた。そして、持つていったのは二枚です。あとどうしたかと言つて、いま言つたように二枚あると。それで、もうそれは破つたと話した。その指摘されたところで、その場へはかしたですね。それじゃというので現場へ行つて、それは注意をしたパトカーの警官は知つておるわけですから、そこにある、はがしてその場へはかしたやつを一つは持つ。もう一枚は、先に張つたやつを取つて持つて帰つて、現場の検証も同時にやつて、それから後調書をとつた。そういう事実も含めて調書をとつておるんです。調書にもそういうことが出ています。そういう調書に基づいて、最後に身元引受人はおらぬかという話になつて、妊娠八カ月の奥さんを電話で呼び出してやつと釈放された。現場には弁護士も来ておるのだけれども、それには渡さないといふことで、わざわざ妊娠八カ月の夫人を電話で引張り出して、やつと一時五分釈放ということになつた。

それで、これは送検、検察庁に送られて、検察庁は不起訴の処分をしたことは御承知ですか。

○説明員(佐野國臣君) 承知いたしております。

○神谷信之助君 事実経過が示しますように、大

臣、京都市の広告物条例違反ということで電柱に張っている現場を確かに見とめられて指摘をされたけれども、その本人自身はそこで謝って、はがしているわけですね。それで多数——二つは数枚と言っていますけれども、四枚です、はつきり言っています。そして、さらにそのあと持っているものも回収して、もう十時から始まっているんですから、一時過ぎでしょう、釈放が。だから、わざわざ現行犯逮捕してどうのこうのと、そして送検が、必要な事件だというふうにお考えになりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 若干食い違いがあるようにございまして、事実をつまびらかにいたしておりませんので、ここでどちらがどうだということお答えは差し控えさせていただきますかと思っております。

○神谷信之助君 確かに、この事実自身は、大臣はいまお聞きになったところで御承知ないでしょう。私は事件直後現地へ行って、いろいろ現場もよく知っていますし状況も聞きました。ですから、その点では認識の相違がありません。しかし、法を執行する警察官なり警察当局としては、問題は罪人をつくることに目的があるんではないに、犯罪を未然に防ぎ法の秩序を確立するところにあるところの問題があるんでしょう。

だとすれば、一般的に言うならば、こういう軽微な事案で、人の物をとったとかどうかということではないという事案で、しかも本人がもうやめて撤去している。それで、わずか四枚であるということも確認できるという状況の中で、現行犯逮捕までする必要があるかどうか。それじゃ法の精神というのは一体どこにあるのかという点についてはいかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 具体の事実に絡んでの判断を求められるものですから、そこで私、つまびらかにし得ないので、その判断をどうだと申し上げることは差し控えさせていただきます。もう申し上げておるわけでございます。

できる限り国民の信頼が得られるような方向で運営していかねばならないことは、言うまでもないことだと考えております。

○神谷信之助君 この広告物条例が制定されたとき、四十八年ですが、衆参の建設委員会での問題は議事録を見ますと非常に議論されているわけですね。それは特に集会、結社の自由ある政治活動の自由、思想、表現の自由、こういった憲法で規定をする国民の基本的権利のかかわりがないのか、あるいは検察当局のそういう行使にならないのかという点で、いろいろな角度から議論をされています。

時の金丸建設大臣は、「この法は美観風致の維持、あるいは公衆に対する危害防止というようになことに限定」されております。これをたびたびおっしゃって、決してそういう政治活動や思想あるいは集会、結社の自由を妨害するようなことは絶対ありません、そういう御心配は全くございせんというところをおっしゃっている。警察当局もその中で、「いずれにしましても」「警察官に、屋外広告物のあるいはビラ張りなり」の「行為に対して不当な行き過ぎた取り締まり」というものがないように十分指導はしてまいりましたし、今後もしもまいるつもりでおります。」という御答弁をなさっている。

また、金丸建設大臣は、先ほど私も言いました、「法は罪人をつくるというものであってはならぬ」と思っています。その前に指導ということがあつてしかるべきだと私は思います。と、こういうふうにも言われています。これは衆議院の記録を見ましても参議院の記録を見ましても、同様のことがしばしば答弁として出てきています。そして、実際の広告物条例はこれをモデルにして、若干自治体によって内容が違ふところがありますけれども、つくられてはいるわけですね。

そういう法律であり、それに基づくまた条例であるという状況で、私はわずか四枚のポスターを、しかも十時から始まるその直前に、これから来る

人に道を教えようということをやろうとする。御承知のように、そう簡単に張る場所というのはいろいろ言うてありませんから、ビラを電柱に張るといふことになったのだと思うんです。それがいかにぬというものを指摘をされれば、それは撤去していただくわけですね。だとするのには現行犯逮捕というものは、まさにこれは行き過ぎではないかというように私は思っています。

それが警察の方は私が言ったの点を否定をなさるのちよつと理解に苦しみますが、いずれにしても撤去されたことは事実なんです。本人が謝ったことも事実です。だからさつさと、こんなもの悪いことをしているということにもなりませぬから、そのまま質問に答えて、すぐ一時五分にはもう釈放しているわけですね。ちよつと事情を聞くだけでと行って連れて行って、そしてそういう調書をとって送検までしなければならぬ、それほどのひどい事案なのか、そうしなければ法の秩序を守れないのか、あるいは社会の安全は期することができないのか。

私は、事柄は小さいことのようにすけれども、警察官あるいは警察を指揮もされている、協力もされている検察を含めまして、これは捜査当局としては厳に戒めなければならぬという問題ではないかと思うので、再度ちよつと法務大臣、明確にひとつお答えいただきたい。

○国務大臣(奥野誠亮君) たびたび申し上げているとおりでございます。特定の政治活動を……○神谷信之助君 いや、政治活動じゃないんです。文化祭です。

○国務大臣(奥野誠亮君) 抑えるとかいうような意図を持って行動することは適当でございませぬけれども、同時にまた、環境を守るといふ気持ちは国民から従前以上に強い気持ちが出てきているものでございまして、それにもこたえなければならぬというふうなこともあつたりして、具体の事実でございまして、事実を明らかにしませぬし、同時に警察当局の行動でもあつたわけでございますから、私からその批判をすると

いうことは勘弁してほしいなど、こう思っておるわけでありませぬ。

基本的に、住民の信頼を得なければ警察活動も効果を発揮することはできないわけでございますから、住民の信頼感を裏切るような過ぎた取り締まりになりますと、これまた考えていかなきゃならないことだと思つております。

○神谷信之助君 それじゃ、警察の方に最後にもう一度お聞きしますが、国会の周辺の電柱には黒々としたポスター、いろいろなポスターが張られています。もういつも、ないときがないくらい張られています。あれは取り締まらない。現行犯逮捕もできないし、私、よう毎日のように通つていますが、撤去されたのを見たことがない。弱い者いじめになるようなまのまの事件が起つていて、それについては一体どういうふうにお考えになるんですか。

いまおっしゃつたように、国民の信頼を得なさんならぬのでしよう。そういう事態を見て、張つた人は、そうかそれはいけなかつたな、電柱はいかぬのだなということ、まあ一般の者は言われなさんわからせんから、だから張るのはやめたんです。それで、だから供述調書にも、適当な場所がほかになかつたんで、電柱によく張つてあるから電柱に張つたんですよ、こう言っている。ほかのポスターも張つてあるわけですよ。そういう右翼団体やいろんなものを張っているやつはそのままで、ところが文化祭の会場を示すわずか四枚のポスターだったから現行犯逮捕ということ送検までする。この辺は、どう考えても国民は信頼をすることはできぬ事案じゃないかと思つて、いかがですか。

○説明員(佐野国臣君) いま御指摘がありましたような、われわれの身近で目につくような広告につきましては、これは事後の問題が通常どう二

ざいます。この種のものにつきましては、道路管理業者とか、あるいは知事部局、そういう場面での定例の会議その他、そういったものを通じて撤去の方の要請をする、いわば事後始末でございますが、何らかのそういった積極的な活動はわが方としては行っておるところでございます。

ただ、一般にビラとかそういった広告物につきましては、やはり何と申しましょうか、張る場所といいますが、あるいは張る品物あるいは信号機なのか一般の電柱なのか、あるいは張り方の問題あるいは強固にべったり張るような場合、そうでない場合、そういった具体的な問題。それから撤去をすることを指示するような場合も、相手先の住所なり管理者との連絡先とかそういった形で、やはりそういった現場で確認しますと数時間ぐらいの事情聴取という問題にはどうしてもなろうかと思えます。その際に、事件の処理の決着としましては、やはり現場の方としては、警察限りの適宜な適宜な処分というよりは、あるいは事件としては書類その他ではきつちりと始末しておく方がベターじゃないかという判断も働いたろうと、かように考えております。

ただ、一般的に申し上げますのは、こういった軽い罰金あるいは拘留以下のような罪刑の取り締まりに当たりましては、私どもの方といたしましても、張る場所であるとか張り方とか張った枚数であるとか、あるいはそういった具体的な状況がやはり相当大きなウェイトを占めようかと思えますが、極力ただいま御指摘がございましたように点を念頭に置かしまして十分対処をまいりたいと、かように考えております。

○神谷信之助君 時間の関係がありますからなんです、軽微な事案ですからね。これを張る態様は、ここにもありますが、テープで張っているだけですよ。雨が降れば取れてしまうようなものだし、すぐ終われば外せるやつですよ。そういう事案だから、現場のパトカーの警察官は、もう私はいいと思うけれども、ちよつと本署へ連絡すると言ったんですよ。そうしたら、本署の方から上司

が連れてこいと、こう言った。それで事はむずかしくなってきた。だから、行き過ぎた取り締まりにならないように私は警察の方もちゃんとしてもらいたいし、法務大臣としては、警察庁長官や国家公安委員会がある事案、問題に軽々に意見を言うのはなかなかむずかしいということに控えておられるんですけれども、趣旨は御理解いただいたと思えますから、その点で検察庁の方も警察と一緒に指揮をし捜査に当たる、あるいは協力して捜査活動をやっているわけですから、十分警察官の行き過ぎのないように、この点でもひとつ要望しておきたいと思えます。

時間ありませんから次の問題に移りますが、先ほどから同僚議員が指摘をしておりました少年の大阪の老女殺しの冤罪事件です。これはもうすでに経過その他明らかになっておりますので、私は二点だけちよつとお伺いしておきたいと思えます。

それで、今回の事件で明らかになったことは、一つは、家庭裁判所を重視することが大切だということ、こういうことが一つあると思うんです。そこで、過去十年間の少年事件の数及びそれに対応する家裁の裁判官、調査官の数、これがどれほどふえてきたか、事件数に応じてどの程度ふえてきているのか、この点を一つは示してもらいたい。もう一つは、この少年審判事件で弁護士の付き添いの制度化の問題について検討する必要がありますかと思えます。この二点についてそれぞれお答えをまいりたきたい。

○最高裁判所長官代理者(梅田晴亮君) まず、過去十年間の少年事件の推移でございますが、昭和四十五年ころは約七十八万六千件でございますが、翌四十六年になりますと四十八万三千件に減少いたしております。これは、前年の八月に交通反則通告制度が実施されたことによつて減少したものと思われます。自後、年によつては若干の増減を繰り返してまいっておりますが、昭和五十一年ころから少しずつ増加の傾向を示しまして、五十四年度には約五十四万件に達しております。

なお、昭和三十九年から四十二年ころが少年事件のピークでございまして、百万件に達していた時期がございまして。

一方、家裁の調査官の定員でございますが、少年事件の調査の充実強化を目的といたしまして、昭和四十七年から四十九年ころにかけまして増員が図られておりますが、その後、五十年以降は現在のままの定員が維持されてまいっております。家裁の調査官は、御承知だと思いますが、教育学、心理学、社会学等、専門的な知識が必要でございまして、養成するにも限度がございまして。まあ年々四、五十人ずつその養成が可能でございますが、ただいまのところは、先ほど申し上げましたピーク時の四十年前後の事件数から見ますと、それほど負担が過重であるということにもなっております。最近では、今回定員法でお願いしておりますような民事事件の増強等について増員を願っております。

○政府委員(前田宏君) 少年事件におきますいわゆる付添人制度でございまして、御案内のとおり、現行少年法上、家裁の審判手続につきましては私選の付添人等の付添人制度があるわけでございまして、さらにこれに加えて、いわゆる国選弁護人的な国選付添人制度というものも考えられるかと思えますが、その点は、先ほどの御質疑の中でも出ました少年法の改正の作業の中で一つ考えている問題点でございまして。

○神谷信之助君 お聞きのような状況で、事件数はピークは百万件からあったのがそこまではいってない状況ですね、現在は。しかし、その件数は、いわゆる交通違反事件が反則金制度になって外れてきていてということも考慮すると、実質上は少年犯罪といえますか、そういう事件が、少年事件が凶悪化をする、あるいはいろいろな非行が複雑化してきていてというような状況が、数だけではないに中身の問題としては質的にむずかしくなってきたことは事実だと思えます。私も、だから来年度からすくふやせと言っているわけじゃないんだけれども、来年度は民事裁判系です、ね、き

う趣旨説明なされてる。この点はそういう少年犯罪事件の複雑化、質的な変化、こういった点と、やっぱり漸増していることは事実のようですか、それらを考慮して、しかも専門的な知識、いろいろな分野が必要ですから、急に言つてふやすわけにはいかぬ。この辺は、ひとつ法務大臣の方で十分長期的な展望も持ちながら、人員の確保といえますか、増員の問題では十分努力をしてもらいたいという点の一つ。

それから、年度の少年事件の問題は、やっぱり弁護士が幸い付添人としてついたために事実が明らかになったということも一面言われておりますから、この点ではいまおっしゃったように、少年法の改正をめぐっていろいろほかの問題では議論がおりますが、十分考慮をしてもらいたい。この点を要望したいと思えますが、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 少年犯罪の問題は、幅広い角度から政府として取り組んでいかなくならないと考えておるわけでございまして、また、そういう意味もございまして、総理の施政方針演説の中でも、青少年の健全育成ということを大きな柱にされておるわけでございまして。

家庭裁判所の問題は、最高裁判所のことでもございまして、裁判所側の御意見に従いまして積極的に協力をしていきたいと、こう思っています。少年法の改正の問題は、これは懸案でございまして、その中で法改正についても十分検討していきたいと思えます。刑事局長が申し上げたとおりでございます。

○神谷信之助君 最後にもう一つ、財田川事件の再審問題ですが、免田事件に続いて財田川事件でも再審が開始されることになったわけですが、これはともにもどちらか死亡事件ですね。判決、死刑の事件。だから、刑の執行がもしなされたらということも考えます。これはもう身の毛もよだつ感じがするわけです。だから、判決に対して最終的に責任を負うのは裁判所だろうとは思いますが、最近の相次ぐそういう再審開始決定に関して、捜査当局の責任を追及する声もまた一般には強い

わけですが、大臣の所信表明の中では国民の権利がよく保全されているとおっしゃっている。おっしゃってはいるけれども、こういう死刑事件が再審決定になるというような点を考えますと、これは命の問題ですから、この点でも捜査機関の最高責任者として大臣はどのようにお考えか、まず御意見を伺っておきたいというふうに思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 裁判については三審制度がとられ、それにまた、そういうことについても再審請求の道が講ぜられている、この自由な仕組み、これは将来とも守っていかなきやならぬ大事なことでございます。

財田川事件につきましては再審決定になったわけでございますので、速やかに裁判が開始されまして公正な結論が速やかに得られる、それを私たちとしては見守っていかなきやならぬ、こう思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、国民の権利が保全されることに留意していかねばならぬ、そういう意味におきまして再審という問題よりも三審制度をとっておるわけでございますから、検察、裁判それらについて将来とも過ちのないように細心の留意をもって進めていく必要が大切だと、こう思っております。

○神谷信之助君 戦後、再審開始の決定があったのはどれぐらいかということ、これは最高裁の方から資料をいただきまして見てみますと、無罪になったのが四百五十三件ですね、全部合計しますと、簡裁、地裁、高裁、最高裁合わせまして、ただし、この中には交通違反事件が圧倒的に多い、道交関係が圧倒的に多いようですから、実際のいわゆる免田事件とか財田川事件とかいうような種類の事案として見ますと、戦後で三十件ぐらい、二十四年から五十四年の累計ですが、約三十件ぐらいではないかとおっしゃっているんです。

大体一年に二件ぐらい無罪、あるいは再審の事案が起こっているといえますか、そういう状況だということをお伺いしました。

そこで、こういう冤罪事件が生まれる原因は一体どこにあるのかという点ですね、これをまずお聞きをしたいこと、それから第二には、その中で捜査当局の方が証拠の隠滅や、あるいはでっち上げ、これを行った場合、そしてそのことが明らかになって無罪になった場合、それは一体どういう罪になるのか。その罪は問われるのか問われないのか、そのことによつて捜査当局の関係者が処罰されたのはあるのかどうか、人数はどのぐらいなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(前田宏君) 再審で無罪になりました件数は、いま神谷委員も仰せになりましたように相当数に上っておりますが、御意見の中にもございまして、その大半は道路交通法違反等でございます、いわゆる身がわり犯人と称せられる者が後でわかりまして再審になったという場合が多いわけでございます。その場合には、改めて申すまでもございせんが、むしろ検察官側の方から再審の請求をして、再審になって無罪になっておるといふ事態でございます。

次に、そういう事件の発生原因は何かということになりますと、これはいろいろな事情が組み合つてなつておると思つて申すので、一言で申したくいわけでございますが、やはり後から見ますと、捜査の不手際と申すか、そういうことが原因だと言わざるを得ないと思つて申すので、そういう点では、捜査当局といたしまして多々反省すべき点があるというふうにお考えおるわけでございます。

ただ、最後のお尋ねで、いわゆる再審等で無罪になつた場合に、そういう事件につきまして捜査官の犯罪になるような行為があつた者があるかということでございますが、そういうケースはどうか最近の事例では見当たらないように思つて申すのでございます。ただ、そういう直接的に無罪の原因になつたわけではございませんけれども、警察官の捜査の過程で、被害届けであるとか、あるいは関係者の調書であるとか、そういうものが偽造と言へば偽造になるようなもの、そういうものが行

われたということは遺憾ながら何件かはあるわけでございます、そういう場合には文書偽造であるとか、あるいは犯人隠蔽であるとか、そういう犯罪が成立するわけでございます。

○神谷信之助君 それで、そういうことが判明した場合に処分をされておられるわけですか。

○政府委員(前田宏君) 現に起訴し、有罪の判決があつたものもございせん。

○神谷信之助君 次に、こういう冤罪事件の発生を予防するために一体どういふ対策をとつておられるか。たとえば司法研修所などでの教育を含めまして、お答えいただきたいと思つて申す。

○政府委員(前田宏君) 司法研修所ということになりますと私の所管ではございせんが、いまも申し上げましたように、あつてはならない冤罪事件と称せられるものが遺憾ながら絶無ではないということでございますので、その責任はいろいろな点にあるかと思つて申すので、とりあえず捜査当局といたしまして十分反省しなきやならぬ点が多いというふうにお考えおるわけでございます。

したがしまして、私どもの検察当局といたしましては、そういう無罪事件があつた場合には、審査ということとで原因があつたかということなどは究明もいたしまして、また、それに対してそれを反省の材料として今後の参考にするというふうなことを常務として繰り返して申すのでございせん。そのほかにも、定例的な検事の会同等におきましてそういう点を指摘をいたしまして今後過ちなきを期すると、また検察の立場として一線の警察に對しましてそういう指導も怠らないうようにするということ、いろいろと考へておる次第でございます。

○神谷信之助君 時間の関係がありますから、二つ一緒に聞きます。

問題は、こういうあかずの門と書かれている再審制度に対して、日弁連を初め各方面で改正を望む声が強まっているわけですが、わが党も現在再審開始の要件を緩和するための法案を準備しておりますが、法務省としても御検討になつておるか

どうかということが第一点。

第二点は、今度の場合は特別抗告なさらないということになつたようでありまして、再審開始の決定がなされたのにそれに対して抗告あるいは特別抗告が繰り返されるということは、さらにこの再審の開始がおくれるわけですね。これは再審の開始が決定されればもう一遍やり直すわけですから、そのこと自身を何遍も繰り返すということ自身も、人権擁護という点から言つても私は大変問題があるのじやないかというふうに思つて申すので、争うならば再審の場で証拠をもつて争えばいいわけである、こういうふうに思つて申すので、抗告や特別抗告等については、再審開始の決定がなされるならば、それについては少なくとも慎重態度をとるべきではないか、この点についての見解をお聞きしたいと思います。

○政府委員(前田宏君) 第一点の法改正の問題でございますが、確かに再審の事由を広げるべきだという御意見があること、これは十分承知しておるわけでございます。したがしまして、私どもといたしましては全然それを検討しないというわけではございせんけれども、わが国の再審制度、その問題の再審事由につきましては、諸外国の立法例と比べまして特に狭いというふうには理解しておりませんし、また現に運用上も現行法の解釈、運用によりまして再審が開始されている事例が逆に言えばふえているようなことでもございまして、そういう点からも、直ちにこの再審事由というものを緩和すべきかどうかという点につきましては、慎重に検討をいたしたいというふうに思つておるわけでございます。事は、やはり確定判決の重要性と申すか、ということ、無実の者が罰せられてはならないということ、その両方の調和を図るというむずかしい問題でございますので、そういう基本的な問題につきましては慎重に對処いたしたいというふうに思つておるわけでございます。

第二点の、抗告あるいは特別抗告の問題でございますが、これはやはり裁判でございますので、

当然裁判所の御決定につきましてこれを尊重すべきこと、当然でございませぬ。しかしながら、やはりその内容いかんによるわけでございまして、その裁判所の御決定の中で、檢察官側として一方的な当事者というのみならず、公益の代表者というような意味も含めまして納得できない点がある。さらに上級裁判所の御判断を仰ぐのが相当であるというふうにも思われるものも全くないとは言えないわけでございまして、そういうものにつきましても、やはり定められた手続によりまして上級裁判所の判断を仰ぐというのが、むしろ制度上のことではなからうかというふうにも思うわけでございませぬ。しかしながら、すべて抗告をしたり特別抗告をしたりしているわけではございませぬ。著名な事件につきましても、過去の事例におきまして抗告等をしなかつた事例ももちろんございませぬ。

そういう意味で、いわばケース・バイ・ケースと申しますか、その事案、事案に応じ、また裁判所の決定の内容いかんによって適切に対処すべきものと、かように考えております。

○神谷信之助君 最後に大臣にお伺いしておきますが、いま刑事局長の方から御答弁になりましたが、わが国の三審制度、その三審の裁判の結果、判決の権威を維持するという点で、これは再審を開始する要件というのには非常にさういふ点では厳しい状況がございまして、あかすの門とも言われているわけですが、しかし、人間が行うことですから誤りがないとは言えないし、まして今度のように、死刑という判決をもう一遍やり直す必要があるという状況になったという、それ自身は非常に重大なことだろ。とすれば、私は逆に言うならば裁判の権威を守るために、裁判所の判決の権威を守るためにも、疑問が出ればそれについて改めて裁判をやつてはつきりさせていく、説明をしていくというこの方が権威を保つゆえにもなるだろ。という点を痛感するんです。

所の権威の問題とも関連していろいろの問題があるかと思ひますが、ひとつ十分に検討してもらいたい。場合によれば、あるいは諸外国のように陪審制度とか参審制度とかいうようないろいろな制度も含めて、広くひとつ真実を解明していくというふうな方途というものを考えていただきたいというふうに思ひます。

第二番目に、そういう意味もあわせまして、私は理由いかんによつては抗告せざるを得ないという場合もあるんで、それはケース・バイ・ケースだと思ひます。それも一つの理屈です。しかし、その理屈の中に、私は檢察、警察を含めた捜査当局のメンツにこだわらる、あるいは権威にこだわるといふもの、そういうものの片りんなきにしもあらずというふうに思ひます。それなら、再審の場で証拠物を用い、そして論理をもつて争えばいいわけなんです。三審やつて確定して、そしてなかなか再審の申し立てをやつても取り上げてもらえないのを、繰り返して長時間かかってやつと再審を取り上げてもらへる。そして、一定のまた期間を経てやつと再審開始の決定がなされる。その間に被告は冤罪に——冤罪かどうかまだ結論は出てないにしても、そういう自分が納得できない状態が長期間にわたつて続いているわけなんです。

被告のそういう、三回少なくとも裁判をやつてきて有罪だと認定をされても、私は無罪だという確信を持っていろいろな努力をし、再審決定にこぎつけて、それでやつと再審開始の決定をもらつた。ところが、いやや檢察官のやつたことに誤りはないというところで——裁判所自身は再審開始、やり直しを決めている。独立をしているとはいへ、同じ裁判所の権威、判決の権威を守る立場にある裁判所自身はやり直しを決めている。ところが、捜査当局の方は、それはぐあひ悪いと言つて抗告得いかぬと思ひます。この辺は、ひとつ本當に国民の権利を守る、人権を守る、真実を解明するという立場から、少なくともやつぱり抗告ある

いは特別抗告はもうやめる。真実を解明してもらいたいというその人の権利を妨害するそういう行為は、少なくともやめるべきだと言つては私に思ひます。その点についての大臣の見解をお聞きしたい。

○國務大臣(奥野誠亮君) 刑事局長が御答弁申し上げたことで御理解いただきたいと思ひます。なお、私なりに申し上げさせていただきますと、裁判は三審制度をとつておるわけでございませぬから、三審の過程において権利の保護に欠けるところがあればさらに必要な改革を加へる。この間に過ちを起さぬように最善の努力を払ふこと、これは第一義的には最も大切なことと申さなければならぬ。こんな気持ちを持つておるわけでございませぬ。

同時に、抗告、特別抗告、ケース・バイ・ケースと刑事局長はお答えをされたわけでございまして、やはり公益を守るその代表者、これは檢察當局、そのつもりで努力しているのだと思ひます。メンツにこだわつてあえて抗告する、特別抗告する、これは戒めていかなきゃならない、こう考へるわけはございませぬ。しかし反面、公益の代表者として当然抗告すべきだと判断するならば、抗告を一概にしないか、こう考へるわけはございませぬ。いずれにしましても、権利を守る、あらゆる面において抜かりのないように、われわれ十分配慮していかなきゃならない、こう心得ております。

公益を守る立場だから抗告をせざるを得ない、特別抗告せざるを得ないという理屈というのは、どうも承服しない。そこにはもう国民の人権を守るといふ一番根本の大事なところが抜けているんじゃないか。疑問があると申した本人だけではなしに、裁判所まで、自分のところの以前の裁判所の判決とは違つて、やり直しということをおえて裁判所がやつていく。とすれば、やつぱりその人の権利あるいは未解明の部分、これについては再審の場でやつていくというのが、真の意味の公益を守る立場ではないのか。公益を守る立場と人権を擁護する立場と対立させるようなそういう考へ方は、私は納得できないと思ひます。

この点は、もう一度最後に大臣にお答えをいたしたい。刑事局長がいま言われたからなかなかかむすかしいところですが、大臣、しかし誠に着せなさいでお考へるところを率直にお話しする大臣だと思つていたので、もう一度、再度御答弁をいたしたい。質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(奥野誠亮君) 起訴した段階で檢察當局はそれなりの証拠を集めて、自信を持つてその行動をとつているのだと思ひます。再審決定がありました場合に、なるほどそれもつとだ、平行線だというのなら、私は抗告すべきでないと思ひます。しかし、あくまでも自分たちの集めた証拠に基づいて判断すべきだという確信が揺るがないのなら、やはり私は抗告すべきじゃないのだらうかなと、こう思つてございませぬ。

いますけれども、その点には将来とも留意をしていかなきゃならないと、かように考えております。
○委員長(鈴木一弘君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十九分散会

二月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願(第六三七号)(第六三九号)(第六四〇号)(第六五六号)

第六三七号 昭和五十六年二月十四日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願(一通)

請願者 東京都千代田区霞が関一ノ一全法務労働組合内 辻村十三雄外九千七百二名

紹介議員 宮本 顯治君
法務局、更生保護官署、入国管理官署の定員職員を大幅に増員されたい。

理由
法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務及び人権擁護事務は、適正、迅速になされてこそ、国民の財産と権利を守ることになるが、業務量の増大に比して従業職員が全く不足しており、業務の停滞、過誤、サービスの低下は言うまでもなく、職員の健康も破壊されるなど危機的状況に直面している。また、更生保護業務については、犯罪の多様化、特に少年犯罪の深刻化によつて保護観察官の業務も複雑、高度化し、特に従来裁判所において取り扱われていた短期交通保護事件が昭和五十二年四月より法務省に移されたから業務の増大が著しい。出入国管理業務についても、国際交流の活発化、航空機・船舶の大型化による出入国者の増大及び成田空港の開港に伴い、著しく繁忙を極めてい。このような現状と、問題点を直視し、その改善策を探究するとき、法務省の業務が適正

に行われるためには、人的確保によること以外には方法がないのである。

第六三九号 昭和五十六年二月十四日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願

請願者 埼玉県入間郡越生町上野一、九八二 石井せん外六千三百三十八名
紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

第六四〇号 昭和五十六年二月十四日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願

請願者 京都府相楽郡木津町梅谷池の谷一 二 山田多賀子外六千四百五十四名
紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

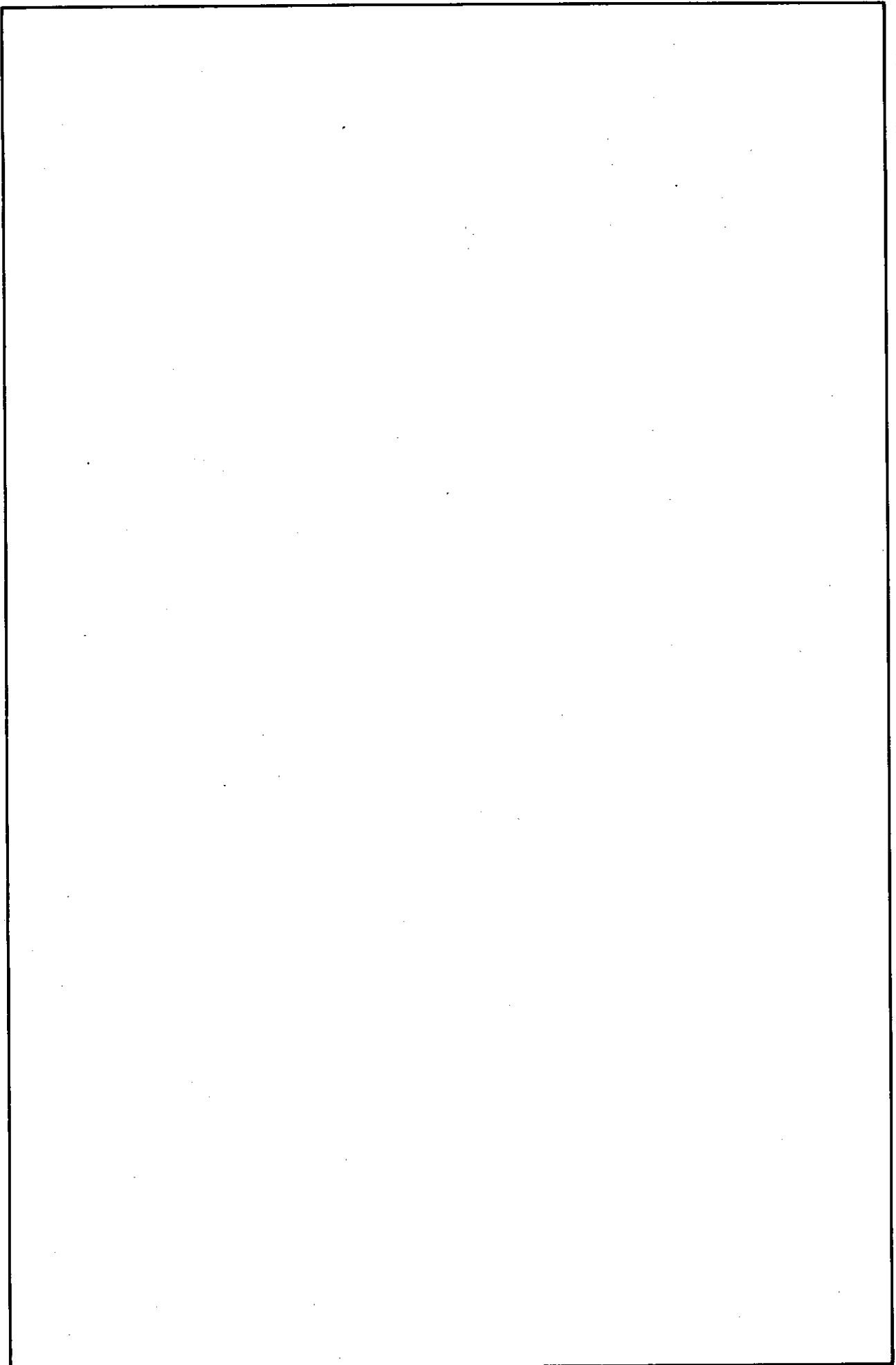
第六五六号 昭和五十六年二月十四日受理
法務局、更生保護官署及び入国管理官署職員の大増員に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関一ノ一ノ三全法務労働組合内 越川利外四千九百九十九名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第六三七号と同じである。

三月七日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月四日)
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

第九十三回国会閉会後法務委員会会議録第一号 中正誤

第九十三回国会閉会後法務委員会会議録第一号	中正誤
第九十四回国会法務委員会会議録第二号	中正誤
段行	誤
段行	正
観察官	観察官
友達	友達
友だち	友だち
管区内	管区内
管区内	管区内
処遇の	処遇が
処遇の	処遇が



昭和五十六年四月一日印刷

昭和五十六年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局